

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月3日

**公益社団法人 日本ボクシング連盟** スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 公益社団法人 日本ボクシング連盟 中長期プランを策定し公表している。 (2) 中長期プランをHPにて令和7年3月31日までに公表する予定にしている。 (3) 計画策定に当たり、理事会審議を行い意見を募っている。	<a href="#">3-1-1 日本ボクシング連盟 中長期計画</a>  <a href="#">3-1-2 中長期基本計画を決定した理事会の議事録</a>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 学識経験者を中心とするコンプライアンス委員会を設けガバナンスとコンプライアンス強化に取り組んでいる。 (2) 計画策定に取組中であり令和7年3月31日までは策定しHP公開予定	コンプライアンス石堂委員長紹介HP  <a href="https://sps.chukyo-u.ac.jp/staff/000044.html">https://sps.chukyo-u.ac.jp/staff/000044.html</a>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 令和3年度中(令和4年3月31日まで)に策定済み。 (2) 本NFのHPにて公開済み。 (3) 策定段階において役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	普及・マーケティング計画書(スポーツ庁助成事業申請書)作成の際に用いた説明動画  <a href="https://www.youtube.com/watch?v=xPRzUunyg7g">https://www.youtube.com/watch?v=xPRzUunyg7g</a>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の割合について、令和6年6月23日の総会において選任された理事18名の理事中5名が外部理事(27%)となったため、目標割合を達成している。  (2) 女性理事の割合については、令和6年6月23日の総会において選任された18名の理事中4名が女性理事(22%)となった。 現時点では40%の目標は未達成だが、役員選考委員会からの指摘もあり、令和6年8月18日に臨時総会を開催し外部の女性理事候補を選任(26%)する予定となっている。 時期役員改選は令和8年6月だが、この時には女性理事40%の目標割合を達成する予定としている。	03 2024~2026年度役員一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	財団法人にのみ適用される審査項目であるため、社団法人である本連盟は該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置し、少なくとも年2回以上、定期的で開催している。 (2) ジェンダーバランスを配慮し、アスリート委員会適切な人選が行われている。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長である鬼頭菜衣氏(現役選手)が理事に選任されアスリート委員会からの要望を発信している。	04 令和6年アスリート委員会名簿 05 R6第1回アスリート委員会議事録 06 R6第2回アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、数年かけて理事定数を削減して、コンパクトな組織運営に適したサイズにまとめ上げてきている。その上で、8月18日の臨時総会でさらに最大20名まで削減予定である。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	令和2年10月31日理事会において、役員の内定年齢を65歳未満とする役員の内定、定年及び任期に関する規則(第4条)改正案を決議し、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	07 役員の内定、定年及び任期に関する規則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	令和6年6月5日理事会において、役員の内定、定年及び任期に関する規則第5条 1 理事及び監事の連続しての任期は10年までとする。 2 任期中に連続しての任期が10年を超えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。 3 10年を超える任期に関する例外に関しては、ガバナンスコードに定めるように扱う(IFの役員を行っている場合など)。また、それは役員候補者選考委員会において、客観的に判断される必要がある。  の改正案を決議し、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けている。	07 役員の内定、定年及び任期に関する規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			<p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p> <p>令和6年6月5日理事会において、 役員の選任、定年及び任期に関する規則第5条 310年を超える任期に関する例外に関しては、ガバナンスコードに定めるように扱う（IFの役員を行っている場合など）。また、それは役員候補者選考委員会において、客観的に判断される必要がある。  の改正案を決議し、例外措置を設けている。</p>	07 役員の選任、定年及び任期に関する規則
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	本NFでは、令和4年2月20日の理事会において、役員候補者選考方法等に関する規程及び役員選考委員会規則を決議し、これら規程に基づき理事会等の他の機関から独立した役員選考スキームに則り役員候補者を選考し、選考した候補者について令和4年6月28日の総会で決議された。	08 役員候補者選考方法等に関する規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	NF及びそのほか役職員・その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨との文言を含む、コンプライアンス規則ならびに倫理規則を整備している。	09 コンプライアンス規則 10 倫理規則 11 倫理規則に規定する処分に関する基準
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	平成30年10月の新体制成立以降、法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	NFのWebサイトに掲載している全規程構造的体系表  <a href="https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2023/03/media-5.pdf">https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2023/03/media-5.pdf</a>
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当NFでは令和3年3月の理事会にて業務執行規程を、また令和4年2月の理事会にて業務権限規程を整備した。	12 業務執行規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	13 報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程を整備している。	14 経理規則
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	組織運営に関する規程は概ね整備されているが、「財政的基盤を整えるための規程」の一部が未整備となっている。令和7年度中にはこれら規程を整備する予定としている。	15 企業とのスポンサー契約の取り決め 16 現行アマチュア規則現規細則廃止決定済み
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。  (2) (3) 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	17 選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在本NFでは、独立した公正な立場から審判される体制を確保するための仕組みとして、審判の出身母体（出身都道府県は出身高校・出身大学）をシステムに入力し、出身母体の選手が出場する試合の審判はできない仕組みを採用している。また、競技規則第10条（レフリー）の(4)において、「競技者と利害関係のある審判員はその競技者が出場する競技のレフリーおよびジャッジを務めてはならない。」と規定している。	18 競技規則
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問契約を締結している浦田功法律事務所の浦田顧問弁護士（NFの問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる法的知識を有する専門家）を倫理委員長、公益推進委員長としている。また、浦田功法律事務所との間で、NFの各種規程の整備や法人運営に関する日常的な相談できる体制を確保できている。	19 浦田弁護士顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置しLINEグループを通じて疎通を図っている。  (2) コンプライアンス委員会規則を作成し運営している。  (3) コンプライアンス委員会の構成員に、女性1名を配置している。	09 コンプライアンス規則
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員長の石堂委員長はスポーツ法に精通した学識経験者であり有識者を配置している。	コンプライアンス石堂委員長紹介HP  <a href="https://sps.chukyo-u.ac.jp/staff/000044.html">https://sps.chukyo-u.ac.jp/staff/000044.html</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのガバナンス・コンプライアンス研修を実施している。	【研修動画】コンプライアンス委員会の役割について <a href="https://www.youtube.com/watch?v=T0VOeckhUGA">https://www.youtube.com/watch?v=T0VOeckhUGA</a>
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国大会において指導者に対するガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会を実施している。 また、国際大会等に参加する選手及び指導者に対しても、NF担当者を決め、JOCインテグリティ教育部門が主催する研修会に積極的に参加している。	【研修動画】インテグリティと不祥事について <a href="https://www.youtube.com/watch?v=hjppqihdCu2M">https://www.youtube.com/watch?v=hjppqihdCu2M</a>
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	国内審判資格制度を設け、全ての競技会に於いて、審判セミナー・ミーティングが行われており、そのミーティングの中でガバナンス・コンプライアンス教育・インテグリティ研修を実施している。	【研修動画】インテグリティと不祥事について <a href="https://www.youtube.com/watch?v=hjppqihdCu2M">https://www.youtube.com/watch?v=hjppqihdCu2M</a>
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。  (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	19 浦田弁護士顧問契約書 20 監査契約書十川先生 21 税理士法人ナカチ契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。  (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。  (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	03 2024～2026年度役員一覧 22 高橋直子監事 履歴書 23 泉重樹監事 履歴書 24 岩井翼監事 履歴書 20 監査契約書十川先生
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために、平成32年度より国庫補助金等の利用手続きについて教育訓練を受けた職員を雇用し、適正使用を担保する体制を構築済みであり、法令、ガイドライン等の遵守を担保できている。 また、令和6年度 JOC国庫国庫補助金適正管理状況は1となっている。	25 JOC国庫国庫補助金適正申請根拠
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、法令に基づく開示をNFウェブサイト上で適宜開示をしている。	開示ページ  <a href="https://jabf-revival.com/plan/">https://jabf-revival.com/plan/</a>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報をNFウェブサイト上で開示している。	開示ページ  <a href="https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2022/07/media-9.pdf">https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2022/07/media-9.pdf</a>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	令和3年10月31日時点でのガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明内容について、Webサイトに情報等を開示している。	様式5 事故説明書  <a href="https://jabf-revival.com/govpublished/">https://jabf-revival.com/govpublished/</a>
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている （具体例としては、会長が経営する会社より市場価格より廉価でNF全体の基幹システム及びグループウェアを構築する企画を行う場面において）☒  (2) 利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。☒	26 利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	26 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口については当NFホームページのヘッダーに恒常的にNF関係者等に周知している。 (2) (3) 通報相談に関する規則第7条において、通報者が特定される情報について守秘義務を課している。 (4) 通報相談に関する規則第8条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) インテグリティ担当会議を通じて、NF役員員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	公益通報相談窓口 <a href="https://jabf-revival.com/customer-service/">https://jabf-revival.com/customer-service/</a> 27 通報相談に関する規則
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制として、弁護士を中心に整備している。	19 浦田弁護士顧問契約書
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) (2) 懲罰制度における処分対象者(第2条)、禁止行為(第4条)、処分の内容及び処分に至るまでの手続(第6条)を規程等によって定め処分に至るまでの手続を周知している。 (3) (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	10 倫理規則 12 倫理規則に規定する処分に関する基準
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。	19 浦田弁護士顧問契約書
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) (2) (3) NFにおける懲罰や紛争について、定款第59条に「この法人から処分の通知を受けた者(以下「被処分者」という)は、この法人からの処分の通知に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則の仲裁によって解決することができるものとする。」と自動応諾条項を定めている。	28 定款 定款第56条
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	定款第60条にスポーツ仲裁の利用が可能であることの規定を設けている。処分案件発生し文書通知を行う際には、規定通り、スポーツ仲裁機構の利用が可能であるという旨、記載された文書を送付する仕組みとしている。	28 定款 定款第56条
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) (2) 危機管理マニュアルを制定し、理事会承認取得している。 (3) (4) 審査基準 (1) (2) で策定した危機管理規定では、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込んでいる。	29 危機管理規程 30 急迫の事態等が生じた場合の競技会(強化合宿)等の取扱細則
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当NFでは、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制について、上述審査項目39のとおり危機管理規定において調査体制を構築している。	29 危機管理規程 30 急迫の事態等が生じた場合の競技会(強化合宿)等の取扱細則
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理委員会を設置し危機管理規定を元に運営を行っている。 危機管理委員会において、令和6年度中(令和7年3月31日)までに危機管理規定中に外部調査委員会を設置を明記する検討を行う予定。 検討の際には、外部調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成される条項を盛り込む検討をする予定。	29 危機管理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 令和4年10月30日の加盟団体理事会で加盟団体規程の整備を行い、地方組織等との関係性を・権限関係を明確にしている。 (2) (3) 審査基準(1)で策定した加盟団体規程では、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定め、都度適切な指導、助言及び支援を行えるようにしている。	31 加盟団体規程  30 急迫の事態等が生じた場合の競技会(強化合宿)等の取扱細則
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 本NFでは公益法人化を目指す過程で、公益法人として持続可能な組織形態とするため、役員や地方代表者に対する勉強会・研修会を実施している) 令和5年3月3日をもって公益法人に移行したが、全国の地方組織等の運営者に対して引き続き、公益法人として世間から求められる最適なガバナンスや組織運営モデル等について情報提供や研修会の実施等による支援をさらに充実させていく予定である。	公益法人化の目的  <a href="https://jabf-revival.com/%e5%85%ac%e7%9b%8a%e5%8c%96%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/">https://jabf-revival.com/%e5%85%ac%e7%9b%8a%e5%8c%96%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/</a>